

山口県報

平成27年
2月24日
(火曜日)

目次

○告示

土砂災害警戒区域の指定の解除(三件) (砂防課) 一

土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 四

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 七

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件) (商政課) 九

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) 一

山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定(労働政策課) 一

県宮長門地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課) 一

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課) 一



山口県告示第五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成十九年山口県告示第六百五十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 錦町字佐(一)(1)、錦町字佐(一)(2)、錦町字佐(一)(3)、錦町字佐(一)(4)、錦町字佐(一)(5)、錦町

- 字佐(一)(6)、錦町字佐(一)(7)、錦町字佐(一)(8)、錦町字佐(一)(9)、錦町字佐(一)(10)、錦町字佐(一)(11)、錦町字佐(一)(12)、錦町字佐(一)(13)、錦町字佐(一)(14)、錦町字佐(一)(15)、錦町字佐(一)(16)、錦町字佐(一)(17)、錦町字佐(一)(18)、錦町字佐(一)(19)、錦町字佐(一)(20)、錦町字佐(一)(21)、錦町字佐(一)(22)、錦町字佐(一)(23)、錦町字佐(一)(24)、錦町字佐(一)(25)、錦町字佐(一)(26)、錦町字佐(一)(27)、錦町字佐(一)(28)、錦町字佐(一)(29)、錦町字佐(一)(30)、錦町字佐(一)(31)、錦町字佐(一)(32)、錦町字佐(一)(33)、錦町字佐郷(一)(1)、錦町字佐郷(一)(2)、錦町字佐郷(一)(3)、錦町字佐郷(一)(4)、錦町字佐郷(一)(5)、錦町字佐郷(一)(6)、錦町字佐郷(一)(7)、錦町字佐郷(一)(8)、錦町字佐郷(一)(9)、錦町字佐郷(一)(10)、錦町字佐郷(一)(11)、錦町字佐郷(一)(12)、錦町字佐郷(一)(13)、錦町字佐郷(一)(14)、錦町字佐郷(一)(15)、錦町字佐郷(一)(16)、錦町字佐郷(一)(17)、錦町字佐郷(一)(18)、錦町字佐郷(一)(19)、錦町字佐郷(一)(20)、錦町字佐郷(一)(21)、錦町字佐郷(一)(22)、錦町字佐郷(一)(23)、錦町字佐郷(一)(24)、錦町字佐郷(一)(25)、錦町字佐郷(一)(26)、錦町字佐郷(一)(27)、錦町字佐郷(一)(28)、錦町字佐郷(一)(29)、錦町字佐郷(一)(30)、錦町字佐郷(一)(31)、錦町字佐郷(一)(32)、錦町字佐郷(一)(33)、錦町字佐郷(一)(34)、錦町字佐郷(一)(35)、錦町字佐郷(一)(36)、錦町字佐郷(一)(37)、錦町字佐郷(一)(38)、錦町字佐郷(一)(39)、錦町字佐郷(一)(40)、錦町大原(一)(1)、錦町大原(一)(2)、錦町大原(一)(3)、錦町大原(一)(4)、錦町大原(一)(5)、錦町大原(一)(6)、錦町大原(一)(7)、錦町大原(一)(8)、錦町大原(一)(9)、錦町大原(一)(10)、錦町大原(一)(11)、錦町大原(一)(12)、錦町大原(一)(13)、錦町大原(一)(14)、錦町大原(一)(15)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 錦町字佐(二)(1)、錦町字佐(二)(2)、錦町字佐(二)(3)、錦町字佐(二)(4)、錦町字佐(二)(5)、錦町字佐(二)(6)、錦町字佐(二)(7)、錦町字佐(二)(8)、錦町字佐(二)(9)、錦町字佐(二)(10)、錦町字佐(二)(11)、錦町字佐(二)(12)、錦町字佐(二)(13)、錦町字佐(二)(14)、錦町字佐(二)(15)、錦町字佐(二)(16)、錦町字佐(二)(17)、錦町字佐(二)(18)、錦町字佐(二)(19)、錦町字佐(二)(20)、錦町字佐(二)(21)、錦町字佐(二)(22)、錦町字佐(二)(23)、錦町字佐(二)(24)、錦町字佐(二)(25)、錦町字佐(二)(26)、錦町字佐(二)(27)、錦町字佐(二)(28)、錦町字佐(二)(29)、錦町字佐(二)(30)、錦町字佐(二)(31)、錦町字佐(二)(32)、錦町字佐(二)(33)、錦町字佐(二)(34)、錦町字佐(二)(35)、錦町字佐(二)(36)、錦町字佐(二)(37)、錦町字佐(二)(38)、錦町字佐(二)(39)、錦町字佐(二)(40)、錦町字佐(二)(41)、錦町字佐(二)(42)、錦町字佐(二)(43)、錦町字佐(二)(44)、錦町字佐(二)(45)、錦町字佐(二)(46)、錦町字佐(二)(47)、錦町字佐(二)(48)、錦町字佐(二)(49)、錦町字佐(二)(50)、錦町字佐(二)(51)、錦町字佐(二)(52)、錦町字佐(二)(53)、錦町字佐(二)(54)、錦町字佐(二)(55)、錦町字佐(二)(56)、錦町字佐(二)(57)、錦町字佐(二)(58)、錦町字佐(二)(59)、錦町字佐(二)(60)、錦町字佐(二)(61)、錦町字佐(二)(62)、錦町字佐(二)(63)、錦町字佐(二)(64)、錦町字佐(二)(65)、錦町字佐(二)(66)、錦町字佐(二)(67)、錦町字佐(二)(68)、錦町字佐(二)(69)、錦町字佐(二)(70)、錦町字佐(二)(71)、錦町字佐(二)(72)、錦町字佐(二)(73)、錦町字佐(二)(74)、錦町字佐(二)(75)、錦町字佐(二)(76)、錦町字佐(二)(77)、錦町字佐(二)(78)、錦町字佐(二)(79)、錦町字佐(二)(80)、錦町字佐(二)(81)、錦町字佐(二)(82)、錦町字佐(二)(83)、錦町字佐(二)(84)、錦町字佐(二)(85)、錦町字佐(二)(86)、錦町字佐(二)(87)、錦町字佐(二)(88)、錦町字佐(二)(89)、錦町字佐(二)(90)、錦町字佐(二)(91)、錦町字佐(二)(92)、錦町字佐(二)(93)、錦町字佐(二)(94)、錦町字佐(二)(95)、錦町字佐(二)(96)、錦町字佐(二)(97)、錦町字佐(二)(98)、錦町字佐(二)(99)、錦町字佐(二)(100)

- 錦町宇佐郷(17)、錦町宇佐郷(18)、錦町宇佐郷(19)、錦町宇佐郷(20)、錦町宇佐郷(21)、錦町宇佐郷(22)、錦町宇佐郷(23)、錦町大原(1)、錦町大原(2)、錦町大原(3)、錦町大原(4)、錦町大原(5)、錦町大原(6)、錦町大原(7)、錦町大原(8)、錦町大原(9)、錦町大原(10)、錦町大原(11)、錦町大原(12)、錦町大原(13)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年山口県告示第五百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 錦町大野(1)、錦町大野(2)、錦町大野(3)、錦町大野(4)、錦町大野(5)、錦町大野(6)、錦町大野(7)、錦町大野(8)、錦町大野(9)、錦町大野(10)、錦町大野(11)、錦町大野(12)、錦町大野(13)、錦町大野(14)、錦町大野(15)、錦町大野(16)、錦町大野(17)、錦町大野(18)、錦町大野(19)、錦町大野(20)、錦町大野(21)、錦町大野(22)、錦町大野(23)、錦町大野(24)、錦町大野(25)、錦町大野(26)、錦町大野(27)、錦町大野(28)、錦町大野(29)、錦町大野(30)、錦町大野(31)、錦町大野(32)、錦町大野(33)、錦町大野(34)、錦町大野(35)、錦町大野(36)、錦町大野(37)、錦町大野(38)、錦町大野(39)、錦町大野(40)、錦町大野(41)、錦町大野(42)、錦町大野(43)、錦町大野(44)、錦町大野(45)、錦町大野(46)、錦町大野(47)、錦町大野(48)、錦町大野(49)、錦町大野(50)、錦町大野(51)、錦町大野(52)、錦町大野(53)

- (15)、錦町野谷(16)、錦町野谷(17)、錦町野谷(18)、錦町野谷(19)、錦町野谷(20)、錦町野谷(21)、錦町野谷(22)、錦町野谷(23)、錦町野谷(24)、錦町野谷(25)、錦町野谷(26)、錦町野谷(27)、錦町野谷(28)、錦町野谷(29)、錦町野谷(30)、錦町野谷(31)、錦町野谷(32)、錦町野谷(33)、錦町野谷(34)、錦町野谷(35)、錦町野谷(36)、錦町野谷(37)、錦町野谷(38)、錦町野谷(39)、錦町野谷(40)、錦町野谷(41)、錦町野谷(42)、錦町野谷(43)、錦町野谷(44)、錦町野谷(45)、錦町野谷(46)、錦町野谷(47)、錦町野谷(48)、錦町野谷(49)、錦町野谷(50)、錦町野谷(51)、錦町野谷(52)、錦町野谷(53)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 錦町大野(1)、錦町大野(2)、錦町大野(3)、錦町大野(4)、錦町大野(5)、錦町大野(6)、錦町大野(7)、錦町大野(8)、錦町大野(9)、錦町大野(10)、錦町大野(11)、錦町大野(12)、錦町大野(13)、錦町大野(14)、錦町大野(15)、錦町大野(16)、錦町大野(17)、錦町大野(18)、錦町大野(19)、錦町大野(20)、錦町大野(21)、錦町大野(22)、錦町大野(23)、錦町大野(24)、錦町大野(25)、錦町大野(26)、錦町大野(27)、錦町大野(28)、錦町大野(29)、錦町大野(30)、錦町大野(31)、錦町大野(32)、錦町大野(33)、錦町大野(34)、錦町大野(35)、錦町大野(36)、錦町大野(37)、錦町大野(38)、錦町大野(39)、錦町大野(40)、錦町大野(41)、錦町大野(42)、錦町大野(43)、錦町大野(44)、錦町大野(45)、錦町大野(46)、錦町大野(47)、錦町大野(48)、錦町大野(49)、錦町大野(50)、錦町大野(51)、錦町大野(52)、錦町大野(53)

- (2)、錦町須川(2)(3)、錦町須川(4)、錦町須川(5)、錦町須川(6)、錦町須川(7)、錦町須川(8)、錦町須川(9)、錦町須川(10)、錦町中ノ瀬(1)、錦町中ノ瀬(2)、錦町中ノ瀬(3)、錦町中ノ瀬(4)、錦町中ノ瀬(5)、錦町野谷(1)、錦町野谷(2)、錦町野谷(3)、錦町野谷(4)、錦町野谷(5)、錦町野谷(6)、錦町野谷(7)、錦町野谷(8)、錦町野谷(9)、錦町野谷(10)、錦町野谷(11)、錦町野谷(12)、錦町野谷(13)、錦町野谷(14)、錦町野谷(15)、錦町野谷(16)、錦町野谷(17)、錦町野谷(18)、錦町野谷(19)、錦町野谷(20)、錦町野谷(21)、錦町野谷(22)、錦町野谷(23)、錦町野谷(24)、錦町野谷(25)、錦町野谷(26)、錦町野谷(27)、錦町野谷(28)、錦町野谷(29)、錦町野谷(30)、錦町野谷(31)、錦町野谷(32)、錦町野谷(33)、錦町野谷(34)、錦町野谷(35)、錦町野谷(36)、錦町野谷(37)、錦町野谷(38)、錦町野谷(39)、錦町野谷(40)、錦町野谷(41)、錦町野谷(42)、錦町野谷(43)、錦町野谷(44)、錦町野谷(45)、錦町野谷(46)、錦町野谷(47)、錦町野谷(48)、錦町野谷(49)、錦町野谷(50)、錦町野谷(51)、錦町野谷(52)、錦町野谷(53)、錦町野谷(54)、錦町野谷(55)、錦町野谷(56)、錦町野谷(57)、錦町野谷(58)、錦町野谷(59)、錦町野谷(60)、錦町野谷(61)、錦町野谷(62)、錦町野谷(63)、錦町野谷(64)、錦町野谷(65)、錦町野谷(66)、錦町野谷(67)、錦町野谷(68)、錦町野谷(69)、錦町野谷(70)、錦町野谷(71)、錦町野谷(72)、錦町野谷(73)、錦町野谷(74)、錦町野谷(75)、錦町野谷(76)、錦町野谷(77)、錦町野谷(78)、錦町野谷(79)、錦町野谷(80)、錦町野谷(81)、錦町野谷(82)、錦町野谷(83)、錦町野谷(84)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第四百四十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 本郷町字塚(1)、本郷町字塚(2)、本郷町字塚(3)、本郷町字塚(4)、本郷町字塚(5)、本郷町字塚(6)、本郷町字塚(7)、本郷町字塚(8)、本郷町字塚(9)、本郷町字塚(10)、本郷町字塚(11)、本郷町字塚(12)、本郷町字塚(13)、本郷町字塚(14)、本郷町字塚(15)、本郷町字塚(16)、本郷町字塚(17)、本郷町西黒沢(1)、本郷町西黒沢(2)、本郷町西黒沢(3)、本郷町西黒沢(4)、本郷町西黒沢(5)、本郷町西黒沢(6)、本郷町西黒沢(7)、本郷町波野(1)、本郷町波野(2)、本郷町波野(3)、本郷町波野(4)、本郷町波野(5)、本郷町波野(6)、本郷町波野(7)、本郷町波野(8)、本郷町波野(9)、本郷町波野(10)、本郷町波野(11)、本郷町波野(12)、本郷町波野(13)、本郷町波野(14)、本郷町波野(15)、本郷町波野(16)、本郷町波野(17)、本郷町波野(18)、本郷町波野(19)、本郷町波野(20)、本郷町波野(21)、本郷町波野(22)、本郷町波野(23)、本郷町波野(24)、本郷町本郷(1)、本郷町本郷(2)、本郷町本郷(3)、本郷町本郷(4)、本郷町本郷(5)、本郷町本郷(6)、本郷町本郷(7)、本郷町本郷(8)、本郷町本郷(9)、本郷町本郷(10)、本郷町本郷(11)、本郷町本郷(12)、本郷町本郷(13)、本郷町本郷(14)、本郷町本郷(15)、本郷町本郷(16)、本郷町本郷(17)、本郷町本郷(18)、本郷町本郷(19)、本郷町本郷(20)、本郷町本郷(21)、本郷町本郷(22)、本郷町本郷(23)、本郷町本郷(24)、本郷町本郷(25)、本郷町本郷(26)、本郷町本郷(27)、本郷町本郷(28)、本郷町本郷(29)、本郷町本郷(30)、本郷町本郷(31)、本郷町本郷(1)、本郷町本郷(2)、本郷町本郷(3)、本郷町本郷(4)、本郷町本郷(5)、本郷町本郷(6)、本郷町本郷(7)、本郷町本郷(8)、本郷町本郷(9)、本郷町本郷(10)、本郷町本郷(11)、本郷町本郷(12)、本郷町本郷(13)、本郷町本郷(14)、本郷町本郷(15)

- (15)、本郷町本谷(一)(16)、本郷町本谷(一)(17)、本郷町本谷(一)(18)、本郷町本谷(一)(19)、本郷町本谷(一)(20)、本郷町本谷(一)(21)、本郷町本谷(一)(22)、本郷町本谷(一)(23)、本郷町本谷(一)(24)、本郷町本谷(一)(25)、本郷町本谷(一)(26)、本郷町本谷(一)(27)、本郷町本谷(一)(28)、本郷町本谷(一)(29)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 本郷町宇塚(二)(1)、本郷町宇塚(二)(2)、本郷町宇塚(二)(3)、本郷町宇塚(二)(4)、本郷町宇塚(二)(5)、本郷町宇塚(二)(6)、本郷町宇塚(二)(7)、本郷町宇塚(二)(8)、本郷町宇塚(二)(9)、本郷町宇塚(二)(10)、本郷町宇塚(二)(11)、本郷町宇塚(二)(12)、本郷町宇塚(二)(13)、本郷町宇塚(二)(14)、本郷町西黒沢(二)(1)、本郷町西黒沢(二)(2)、本郷町西黒沢(二)(3)、本郷町西黒沢(二)(4)、本郷町西黒沢(二)(5)、本郷町西黒沢(二)(6)、本郷町西黒沢(二)(7)、本郷町西黒沢(二)(8)、本郷町波野(二)(1)、本郷町波野(二)(2)、本郷町波野(二)(3)、本郷町波野(二)(4)、本郷町波野(二)(5)、本郷町波野(二)(6)、本郷町波野(二)(7)、本郷町波野(二)(8)、本郷町波野(二)(9)、本郷町波野(二)(10)、本郷町波野(二)(11)、本郷町波野(二)(12)、本郷町波野(二)(13)、本郷町波野(二)(14)、本郷町波野(二)(15)、本郷町波野(二)(16)、本郷町本郷(二)(1)、本郷町本郷(二)(2)、本郷町本郷(二)(3)、本郷町本郷(二)(4)、本郷町本郷(二)(5)、本郷町本郷(二)(6)、本郷町本郷(二)(7)、本郷町本郷(二)(8)、本郷町本郷(二)(9)、本郷町本郷(二)(10)、本郷町本郷(二)(11)、本郷町本郷(二)(12)、本郷町本郷(二)(13)、本郷町本郷(二)(14)、本郷町本郷(二)(15)、本郷町本郷(二)(16)、本郷町本郷(二)(17)、本郷町本郷(二)(18)、本郷町本郷(二)(19)、本郷町本郷(二)(20)、本郷町本郷(二)(21)、本郷町本郷(二)(22)、本郷町本郷(二)(23)、本郷町本郷(二)(24)、本郷町本郷(二)(25)、本郷町本郷(二)(26)、本郷町本郷(二)(27)、本郷町本郷(二)(28)、本郷町本郷(二)(29)、本郷町本郷(二)(30)、本郷町本郷(二)(31)、本郷町本郷(二)(32)、本郷町本谷(二)(1)、本郷町本谷(二)(2)、本郷町本谷(二)(3)、本郷町本谷(二)(4)、本郷町本谷(二)(5)、本郷町本谷(二)(6)、本郷町本谷(二)(7)、本郷町本谷(二)(8)、本郷町本谷(二)(9)、本郷町本谷(二)(10)、本郷町本谷(二)(11)、本郷町本谷(二)(12)、本郷町本谷(二)(13)、本郷町本谷(二)(14)、本郷町本谷(二)(15)、本郷町本谷(二)(16)、本郷町本谷(二)(17)、本郷町本谷(二)(18)、本郷町本谷(二)(19)、本郷町本谷(二)(20)、本郷町本谷(二)(21)、本郷町本谷(二)(22)、本郷町本谷(二)(23)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

- 本郷町宇塚(一)(1)、本郷町宇塚(一)(2)、本郷町宇塚(一)(3)、本郷町宇塚(一)(4)、本郷町宇塚(一)(5)、本郷町宇塚(一)(6)、本郷町宇塚(一)(7)、本郷町宇塚(一)(8)、本郷町宇塚(一)(9)、本郷町宇塚(一)(10)、本郷町宇塚(一)(11)、本郷町宇塚(一)(12)、本郷町宇塚(一)(13)、本郷町宇塚(一)(14)、本郷町宇塚(一)(15)、本郷町宇塚(一)(16)、本郷町宇塚(一)(17)、本郷町宇塚(一)(18)、本郷町宇塚(一)(19)、本郷町宇塚(一)(20)、本郷町宇塚(一)(21)、本郷町宇塚(一)(22)、本郷町宇塚(一)(23)、本郷町宇塚(一)(24)、本郷町宇塚(一)(25)、本郷町宇塚(一)(26)、本郷町宇塚(一)(27)、本郷町宇塚(一)(28)、本郷町宇塚(一)(29)、本郷町宇塚(一)(30)、本郷町宇塚(一)(31)、本郷町宇塚(一)(32)、本郷町宇塚(一)(33)、本郷町宇塚(一)(34)、本郷町宇塚(一)(35)、本郷町本谷(一)(1)、本郷町本谷(一)(2)、本郷町本谷(一)(3)、本郷町本谷(一)(4)、本郷町本谷(一)(5)、本郷町本谷(一)(6)、本郷町本谷(一)(7)、本郷町本谷(一)(8)、本郷町本谷(一)(9)、本郷町本谷(一)(10)、本郷町本谷(一)(11)、本郷町本谷(一)(12)、本郷町本谷(一)(13)、本郷町本谷(一)(14)、本郷町本谷(一)(15)、本郷町本谷(一)(16)、本郷町本谷(一)(17)、本郷町本谷(一)(18)、本郷町本谷(一)(19)、本郷町本谷(一)(20)、本郷町本谷(一)(21)、本郷町本谷(一)(22)、本郷町本谷(一)(23)、本郷町本谷(一)(24)、本郷町本谷(一)(25)、本郷町本谷(一)(26)、本郷町本谷(一)(27)、本郷町本谷(一)(28)、本郷町本谷(一)(29)、本郷町本谷(一)(30)、本郷町本谷(一)(31)、本郷町本谷(一)(32)、本郷町本谷(一)(33)、本郷町本谷(一)(34)、本郷町本谷(一)(35)、本郷町本郷(一)(1)、本郷町本郷(一)(2)、本郷町本郷(一)(3)、本郷町本郷(一)(4)、本郷町本郷(一)(5)、本郷町本郷(一)(6)、本郷町本郷(一)(7)、本郷町本郷(一)(8)、本郷町本郷(一)(9)、本郷町本郷(一)(10)、本郷町本郷(一)(11)、本郷町本郷(一)(12)、本郷町本郷(一)(13)、本郷町本郷(一)(14)、本郷町本郷(一)(15)、本郷町本郷(一)(16)、本郷町本郷(一)(17)、本郷町本郷(一)(18)、本郷町本郷(一)(19)、本郷町本郷(一)(20)、本郷町本郷(一)(21)、本郷町本郷(一)(22)、本郷町本郷(一)(23)、本郷町本郷(一)(24)、本郷町本郷(一)(25)、本郷町本郷(一)(26)、本郷町本郷(一)(27)、本郷町本郷(一)(28)、本郷町本郷(一)(29)、本郷町本郷(一)(30)、本郷町本郷(一)(31)、本郷町本郷(一)(32)、本郷町本郷(一)(33)、本郷町本郷(一)(34)、本郷町本郷(一)(35)、本郷町本郷(一)(36)、本郷町本郷(一)(37)、本郷町本郷(一)(38)、本郷町本郷(一)(39)、本郷町本郷(一)(40)、本郷町本郷(一)(41)、本郷町本郷(一)(42)、本郷町本郷(一)(43)、本郷町本郷(一)(44)、本郷町本郷(一)(45)、本郷町本郷(一)(46)、本郷町本郷(一)(47)、本郷町本郷(一)(48)、本郷町本郷(一)(49)、本郷町本郷(一)(50)

- (10)、本郷町本谷(一)(11)、本郷町本谷(一)(12)、本郷町本谷(一)(13)、本郷町本谷(一)(14)、本郷町本谷(一)(15)、本郷町本谷(一)(16)、本郷町本谷(一)(17)、本郷町本谷(一)(18)、本郷町本谷(一)(19)、本郷町本谷(一)(20)、本郷町本谷(一)(21)、本郷町本谷(一)(22)、本郷町本谷(一)(23)、本郷町本谷(一)(24)、本郷町本谷(一)(25)、本郷町本谷(一)(26)、本郷町本谷(一)(27)、本郷町本谷(一)(28)、本郷町本谷(一)(29)、本郷町本谷(一)(30)、本郷町本谷(一)(31)、本郷町本谷(一)(32)、錦町字佐(一)(1)、錦町字佐(一)(2)、錦町字佐(一)(3)、錦町字佐(一)(4)、錦町字佐(一)(5)、錦町字佐(一)(6)、錦町字佐(一)(7)、錦町字佐(一)(8)、錦町字佐(一)(9)、錦町字佐(一)(10)、錦町字佐(一)(11)、錦町字佐(一)(12)、錦町字佐(一)(13)、錦町字佐(一)(14)、錦町字佐(一)(15)、錦町字佐(一)(16)、錦町字佐(一)(17)、錦町字佐(一)(18)、錦町字佐(一)(19)、錦町字佐(一)(20)、錦町字佐(一)(21)、錦町字佐(一)(22)、錦町字佐(一)(23)、錦町字佐(一)(24)、錦町字佐(一)(25)、錦町字佐(一)(26)、錦町字佐(一)(27)、錦町字佐(一)(28)、錦町字佐(一)(29)、錦町字佐(一)(30)、錦町字佐(一)(31)、錦町字佐(一)(32)、錦町字佐(一)(33)、錦町字佐(一)(34)、錦町字佐(一)(35)、錦町字佐(一)(36)、錦町字佐(一)(37)、錦町字佐(一)(38)、錦町字佐(一)(39)、錦町字佐(一)(40)、錦町字佐(一)(41)、錦町字佐(一)(42)、錦町字佐(一)(43)、錦町字佐(一)(44)、錦町字佐(一)(45)、錦町字佐(一)(46)、錦町字佐(一)(47)、錦町字佐(一)(48)、錦町字佐(一)(49)、錦町字佐(一)(50)、錦町字佐(一)(51)、錦町字佐(一)(52)、錦町字佐(一)(53)、錦町字佐(一)(54)、錦町字佐(一)(55)、錦町字佐(一)(56)、錦町字佐(一)(57)、錦町字佐(一)(58)、錦町字佐(一)(59)、錦町字佐(一)(60)、錦町字佐(一)(61)、錦町字佐(一)(62)、錦町字佐(一)(63)、錦町字佐(一)(64)、錦町字佐(一)(65)、錦町字佐(一)(66)、錦町字佐(一)(67)、錦町字佐(一)(68)、錦町字佐(一)(69)、錦町字佐(一)(70)、錦町字佐(一)(71)、錦町字佐(一)(72)、錦町字佐(一)(73)、錦町字佐(一)(74)、錦町字佐(一)(75)、錦町字佐(一)(76)、錦町字佐(一)(77)、錦町字佐(一)(78)、錦町字佐(一)(79)、錦町字佐(一)(80)、錦町字佐(一)(81)、錦町字佐(一)(82)、錦町字佐(一)(83)、錦町字佐(一)(84)、錦町字佐(一)(85)、錦町字佐(一)(86)、錦町字佐(一)(87)、錦町字佐(一)(88)、錦町字佐(一)(89)、錦町字佐(一)(90)、錦町字佐(一)(91)、錦町字佐(一)(92)、錦町字佐(一)(93)、錦町字佐(一)(94)、錦町字佐(一)(95)、錦町字佐(一)(96)、錦町字佐(一)(97)、錦町字佐(一)(98)、錦町字佐(一)(99)、錦町字佐(一)(100)

- (3)、錦町野谷(一)(4)、錦町野谷(一)(5)、錦町野谷(一)(6)、錦町野谷(一)(7)、錦町野谷(一)(8)、錦町野谷(一)(9)、錦町野谷(一)(10)、錦町野谷(一)(11)、錦町野谷(一)(12)、錦町野谷(一)(13)、錦町野谷(一)(14)、錦町野谷(一)(15)、錦町野谷(一)(16)、錦町野谷(一)(17)、錦町野谷(一)(18)、錦町野谷(一)(19)、錦町野谷(一)(20)、錦町野谷(一)(21)、錦町野谷(一)(22)、錦町野谷(一)(23)、錦町野谷(一)(24)、錦町野谷(一)(25)、錦町野谷(一)(26)、錦町野谷(一)(27)、錦町野谷(一)(28)、錦町野谷(一)(29)、錦町野谷(一)(30)、錦町野谷(一)(31)、錦町野谷(一)(32)、錦町野谷(一)(33)、錦町野谷(一)(34)、錦町野谷(一)(35)、錦町野谷(一)(36)、錦町野谷(一)(37)、錦町野谷(一)(38)、錦町野谷(一)(39)、錦町野谷(一)(40)、錦町野谷(一)(41)、錦町野谷(一)(42)、錦町野谷(一)(43)、錦町野谷(一)(44)、錦町野谷(一)(45)、錦町野谷(一)(46)、錦町野谷(一)(47)、錦町野谷(一)(48)、錦町野谷(一)(49)、錦町野谷(一)(50)、錦町野谷(一)(51)、錦町野谷(一)(52)、錦町野谷(一)(53)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

河川課に備え置いて縦覧に供する。()

一 区域の名称

- 本郷町字塚(1)、本郷町字塚(2)、本郷町字塚(3)、本郷町字塚(4)、本郷町字塚(5)、本郷町字塚(6)、本郷町字塚(7)、本郷町字塚(8)、本郷町字塚(9)、本郷町字塚(10)、本郷町字塚(11)、本郷町字塚(12)、本郷町字塚(13)、本郷町字塚(14)、本郷町西黒沢(1)、本郷町西黒沢(2)、本郷町西黒沢(3)、本郷町西黒沢(4)、本郷町西黒沢(5)、本郷町西黒沢(6)、本郷町西黒沢(7)、本郷町西黒沢(8)、本郷町波野(1)、本郷町波野(2)、本郷町波野(3)、本郷町波野(4)、本郷町波野(5)、本郷町波野(6)、本郷町波野(7)、本郷町波野(8)、本郷町波野(9)、本郷町波野(10)、本郷町波野(11)、本郷町波野(12)、本郷町波野(13)、本郷町波野(14)、本郷町波野(15)、本郷町波野(16)、本郷町本郷(1)、本郷町本郷(2)、本郷町本郷(3)、本郷町本郷(4)、本郷町本郷(5)、本郷町本郷(6)、本郷町本郷(7)、本郷町本郷(8)、本郷町本郷(9)、本郷町本郷(10)、本郷町本郷(11)、本郷町本郷(12)、本郷町本郷(13)、本郷町本郷(14)、本郷町本郷(15)、本郷町本郷(16)、本郷町本郷(17)、本郷町本郷(18)、本郷町本郷(19)、本郷町本郷(20)、本郷町本郷(21)、本郷町本郷(22)、本郷町本郷(23)、本郷町本郷(24)、本郷町本郷(25)、本郷町本郷(26)、本郷町本郷(27)、本郷町本郷(28)、本郷町本郷(29)、本郷町本郷(30)、本郷町本郷(31)、本郷町本郷(32)、本郷町本郷(33)、本郷町本郷(34)、本郷町本郷(35)、本郷町本郷(36)、本郷町本郷(37)、本郷町本郷(38)、本郷町本郷(39)、本郷町本郷(40)、本郷町本郷(41)、本郷町本郷(42)、本郷町本郷(43)、本郷町本郷(44)、本郷町本郷(45)、本郷町本郷(46)、本郷町本郷(47)、本郷町本郷(48)、本郷町本郷(49)、本郷町本郷(50)、本郷町本郷(51)、本郷町本郷(52)、本郷町本郷(53)、本郷町本郷(54)、本郷町本郷(55)、本郷町本郷(56)、本郷町本郷(57)、本郷町本郷(58)、本郷町本郷(59)、本郷町本郷(60)、本郷町本郷(61)、本郷町本郷(62)、本郷町本郷(63)、本郷町本郷(64)、本郷町本郷(65)、本郷町本郷(66)、本郷町本郷(67)、本郷町本郷(68)、本郷町本郷(69)、本郷町本郷(70)、本郷町本郷(71)、本郷町本郷(72)、本郷町本郷(73)、本郷町本郷(74)、本郷町本郷(75)、本郷町本郷(76)、本郷町本郷(77)、本郷町本郷(78)、本郷町本郷(79)、本郷町本郷(80)、本郷町本郷(81)、本郷町本郷(82)、本郷町本郷(83)、本郷町本郷(84)、本郷町本郷(85)、本郷町本郷(86)、本郷町本郷(87)、本郷町本郷(88)、本郷町本郷(89)、本郷町本郷(90)、本郷町本郷(91)、本郷町本郷(92)、本郷町本郷(93)、本郷町本郷(94)、本郷町本郷(95)、本郷町本郷(96)、本郷町本郷(97)、本郷町本郷(98)、本郷町本郷(99)、本郷町本郷(100)

- (4)、錦町大野(5)、錦町大野(6)、錦町大野(7)、錦町大野(8)、錦町大野(9)、錦町大原(1)、錦町大原(2)、錦町大原(3)、錦町大原(4)、錦町大原(5)、錦町大原(6)、錦町大原(7)、錦町大原(8)、錦町大原(9)、錦町大原(10)、錦町大原(11)、錦町大原(12)、錦町大原(13)、錦町須川(1)、錦町須川(2)、錦町須川(3)、錦町須川(4)、錦町須川(5)、錦町須川(6)、錦町須川(7)、錦町須川(8)、錦町須川(9)、錦町須川(10)、錦町中ノ瀬(1)、錦町中ノ瀬(2)、錦町中ノ瀬(3)、錦町中ノ瀬(4)、錦町中ノ瀬(5)、錦町野谷(1)、錦町野谷(2)、錦町野谷(3)、錦町野谷(4)、錦町野谷(5)、錦町野谷(6)、錦町野谷(7)、錦町野谷(8)、錦町野谷(9)、錦町野谷(10)、錦町野谷(11)、錦町野谷(12)、錦町野谷(13)、錦町野谷(14)、錦町野谷(15)、錦町野谷(16)、錦町野谷(17)、錦町野谷(18)、錦町野谷(19)、錦町野谷(20)、錦町野谷(21)、錦町野谷(22)、錦町野谷(23)、錦町野谷(24)、錦町野谷(25)、錦町野谷(26)、錦町野谷(27)、錦町野谷(28)、錦町野谷(29)、錦町野谷(30)、錦町野谷(31)、錦町野谷(32)、錦町広瀬(1)、錦町広瀬(2)、錦町広瀬(3)、錦町広瀬(4)、錦町広瀬(5)、錦町広瀬(6)、錦町広瀬(7)、錦町広瀬(8)、錦町広瀬(9)、錦町広瀬(10)、錦町広瀬(11)、錦町広瀬(12)、錦町広瀬(13)、錦町広瀬(14)、錦町広瀬(15)、錦町広瀬(16)、錦町広瀬(17)、錦町広瀬(18)、錦町広瀬(19)、錦町広瀬(20)、錦町広瀬(21)、錦町広瀬(22)、錦町広瀬(23)、錦町広瀬(24)、錦町広瀬(25)、錦町広瀬(26)、錦町広瀬(27)、錦町広瀬(28)、錦町深川(1)、錦町深川(2)、錦町深川(3)、錦町深川(4)、錦町深川(5)、錦町深川(6)、錦町深川(7)、錦町府谷(1)、錦町府谷(2)、錦町府谷(3)、錦町府谷(4)、錦町府谷(5)、錦町府谷(6)、錦町府谷(7)、錦町府谷(8)、錦町府谷(9)、錦町府谷(10)、錦町府谷(11)、錦町府谷(12)、錦町府谷(13)、錦町府谷(14)、錦町府谷(15)、錦町府谷(16)、錦町府谷(17)、錦町府谷(18)、錦町府谷(19)、錦町府谷(20)、錦町府谷(21)、錦町府谷(22)、錦町府谷(23)、錦町府谷(24)、錦町府谷(25)、錦町府谷(26)、錦町府谷(27)、錦町府谷(28)、錦町府谷(29)、錦町府谷(30)、錦町府谷(31)、錦町府谷(32)、錦町府谷(33)、錦町府谷(34)、錦町府谷(35)、錦町府谷(36)、錦町府谷(37)、錦町府谷(38)、錦町府谷(39)、錦町府谷(40)、錦町府谷(41)、錦町府谷(42)、錦町府谷(43)、錦町府谷(44)、錦町府谷(45)、錦町府谷(46)、錦町府谷(47)、錦町府谷(48)、錦町府谷(49)、錦町府谷(50)、錦町府谷(51)、錦町府谷(52)、錦町府谷(53)、錦町府谷(54)、錦町府谷(55)、錦町府谷(56)、錦町府谷(57)、錦町府谷(58)、錦町府谷(59)、錦町府谷(60)、錦町府谷(61)、錦町府谷(62)、錦町府谷(63)、錦町府谷(64)、錦町府谷(65)、錦町府谷(66)、錦町府谷(67)、錦町府谷(68)、錦町府谷(69)、錦町府谷(70)、錦町府谷(71)、錦町府谷(72)、錦町府谷(73)、錦町府谷(74)、錦町府谷(75)、錦町府谷(76)、錦町府谷(77)、錦町府谷(78)、錦町府谷(79)、錦町府谷(80)、錦町府谷(81)、錦町府谷(82)、錦町府谷(83)、錦町府谷(84)、錦町府谷(85)、錦町府谷(86)、錦町府谷(87)、錦町府谷(88)、錦町府谷(89)、錦町府谷(90)

- 錦町宇佐郷(22)、錦町宇佐郷(23)、錦町大野(1)、錦町大野(2)、錦町大野(3)、錦町大野(4)、錦町大野(5)、錦町大野(6)、錦町大野(7)、錦町大野(8)、錦町大野(9)、錦町大野(10)、錦町大野(11)、錦町大野(12)、錦町大野(13)、錦町大野(14)、錦町大野(15)、錦町大野(16)、錦町大野(17)、錦町大野(18)、錦町大野(19)、錦町大野(20)、錦町大野(21)、錦町大野(22)、錦町大野(23)、錦町大野(24)、錦町大野(25)、錦町大野(26)、錦町大野(27)、錦町大野(28)、錦町大野(29)、錦町大野(30)、錦町大野(31)、錦町大野(32)、錦町大野(33)、錦町大野(34)、錦町大野(35)、錦町大野(36)、錦町大野(37)、錦町大野(38)、錦町大野(39)、錦町大野(40)、錦町大野(41)、錦町大野(42)、錦町大野(43)、錦町大野(44)、錦町大野(45)、錦町大野(46)、錦町大野(47)、錦町大野(48)、錦町大野(49)、錦町大野(50)、錦町大野(51)、錦町大野(52)、錦町大野(53)、錦町大野(54)、錦町大野(55)、錦町大野(56)、錦町大野(57)、錦町大野(58)、錦町大野(59)、錦町大野(60)、錦町大野(61)、錦町大野(62)、錦町大野(63)、錦町大野(64)、錦町大野(65)、錦町大野(66)、錦町大野(67)、錦町大野(68)、錦町大野(69)、錦町大野(70)、錦町大野(71)、錦町大野(72)、錦町大野(73)、錦町大野(74)、錦町大野(75)、錦町大野(76)、錦町大野(77)、錦町大野(78)、錦町大野(79)、錦町大野(80)、錦町大野(81)、錦町大野(82)、錦町大野(83)、錦町大野(84)

- 二 区域の範囲
 - 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)
- 
- (五五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
- 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年二月二十四日から同年六月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。
- 平成二十七年二月二十四日
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	ドラッグストアモリ下松美里店
所在地	下松市美里町三丁目一二四の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	株式会社ドラッグストアモリ	住所	福岡県朝倉市一ツ木一一四八の一	代表者の氏名	森 信
----	---------------	----	-----------------	--------	-----
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一一四八の一	森 信
 - 四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月十日
五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三九〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
五九台

(二) 駐輪場の収容台数
一七台

(三) 荷さばき施設の面積
五六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十七年二月九日

(五六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年二月二十四日から同年六月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十四日
山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ドラッグコスモス厚南北店
所在地 宇部市厚南北二丁目一四六三の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名 又は 名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五二八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
五三台

(二) 駐輪場の収容台数
二〇台

(三) 荷さばき施設の面積
五〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
一二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
八 届出年月日
平成二十七年二月十日

(五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十月三日山口県公告(三四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年二月二十四日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ小野田店新館
所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 意見の概要
特に配慮を求め事項はない。

(五八) 山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定

山口県若者就職支援センター条例(平成十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本マンパワー 東京都千代田区神田東松下町四七番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、山口県若者就職支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

(五九) 県営長門地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営長門地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営長門地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年二月二十五日から同年三月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十七年二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二四〇四〇 一〇〇〇四	AB五八〇		その他	平成二五、 一、二三	宮城県	成級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口農場

平成二十七年二月二十四日発行

発行人

山口県知事

一三〇〇二一〇	一三〇〇一五〇	一三〇〇一四〇	一三〇〇七四〇
A B 五九八	A B 五九二	A B 五九一	A B 五八四
〃	〃	〃	〃
平成二六、二	〃〃二〇	一〃一九	二〃一五
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃〃	〃〃	〃〃	〃〃